

長久手町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成23年6月10日制定

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づき、長久手町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、長久手町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 推進計画の策定に関すること
- (2) その他推進計画策定のための必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、推進計画が策定されるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要と認めたとき招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を教育文化部中央図書館に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

別表（第3条関係）子ども読書活動推進計画策定委員会委員

	氏 名	所 属	備 考
委員	1	学識経験者	大学関係
委員	2	町民公募	
委員	3	町民公募	
委員	4	小・中P T A代表	
委員	5	保育園保護者会代表	
委員	6	図書館読み聞かせボランティア	
委員	7	小・中学校代表	校長又は教頭
委員	8	中央図書館長	